

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年10月18日（金）第559号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 県立自然公園条例の一部を改正する条例（※）（自然保護課取扱い） 1
- 鹿児島県公害防止条例の一部を改正する条例（※）（環境保全課取扱い） 1
- 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（※）（子ども福祉課取扱い） 2
- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例（※）（警務課取扱い） 4
- 鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（※）（県立病院課取扱い） 5

条 例

県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年10月18日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第44号

県立自然公園条例の一部を改正する条例

県立自然公園条例（昭和33年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第48条中「20万円」を「5万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県公害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年10月18日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第45号

鹿児島県公害防止条例の一部を改正する条例

鹿児島県公害防止条例（昭和46年鹿児島県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「掘さく」を「掘削」に改め、同条第3項第1号ア中「いおう酸化物」を「硫黄酸化物」に改め、同項第2号中「たい積」を「堆積」に改め、同項第5号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 飲食店営業 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させるものをいう。

第15条第1号中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改める。

第40条第1項中「施行」を「施工」に改め、同項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「施行」を「施工」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第41条第1項中「そこなわれる」を「損なわれる」に、「施行」を「施工」に、「の変更」を「を変更すべきこと」に改め、同条第2項中「行なつて」を「行つて」に改める。

第42条の見出し中「等」を削り、同条中「知事が指定した」を「指定された」に改め、「等」を削る。

第42条の2の見出し及び同条第1項中「等」を削り、同条第2項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第47条の2第1項中「知事が」を削り、「指定した」を「指定された」に、「第3章」を「前章」に改め、同条第2項の表中「等」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年10月18日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第46号

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14章 児童家庭支援センター（第110条―第112条）」を「第14章 児童家庭支援センター（第110条―第112条）」に改める。
「第14章 児童家庭支援センター（第110条―第112条）」を「第15章 里親支援センター（第113条―第118条）」に改める。

第7条の3第1項及び第16条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第17条及び第30条第2項中「内閣総理大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第33条中「当該」を「年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の

措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向,」に改める。

第35条中「児童家庭支援センター」の次に「, 里親支援センター」を加える。

第38条第2項中「内閣総理大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第41条中「当該」を「年齢, 発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより, 母子それぞれの意見又は意向,」に改める。

第44条中「婦人相談所」を「里親支援センター, 女性相談支援センター」に改める。

第59条第2項中「内閣総理大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第63条中「当該」を「年齢, 発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより, 児童の意見又は意向,」に改める。

第66条中「児童家庭支援センター」の次に「, 里親支援センター」を加える。

第93条第2項中「内閣総理大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第95条中「当該」を「年齢, 発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより, 児童の意見又は意向,」に改める。

第98条中「児童家庭支援センター」の次に「, 里親支援センター」を加える。

第101条第2項中「内閣総理大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第105条中「当該」を「年齢, 発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより, 児童の意見又は意向,」に改める。

第108条中「児童家庭支援センター」の次に「, 里親支援センター」を加える。

第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

(設備の基準)

第113条 里親支援センターは、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（第118条において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第114条 里親支援センターの職員については、設備運営基準第88条の6の定めるところによる。

(里親支援センターの長の資格等)

第115条 里親支援センターの長の資格については、設備運営基準第88条の7の定めるところによる。

(里親支援)

第116条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要

な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

（業務の質の評価等）

第117条 里親支援センターは、自ら行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（関係機関との連携）

第118条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要なに応じて、児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年10月18日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第47号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第28条第3項中「前項の」を「前2項の」に、「前項に」を「第2項に」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、日没から日の出までの間において第1項第1号に掲げる作業に従事した職員に支給する災害応急作業等手当の額は、前項に定める額にその100分の50に相当する額の範囲内の額を加算した額とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が人事委員会と協議して定める。

.....

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年10月18日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第48号

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表長期入院料の項中「選定療養」の次に「（以下「選定療養」という。）」を加え、同項の次に次のように加える。

長期収載品処方等加算料	選定療養である長期収載品（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同条に規定する新医薬品等をいう。以下同じ。）の処方等又は調剤1回につき 長期収載品の価格から当該長期収載品の後発医薬品の価格のうち最も高いものを控除して得た額に4分の1を乗じて得た額を用いて療養費用算定方法又は療養費用算定基準の例により算定した額に1.1を乗じて得た額の範囲内において管理者が定める額
-------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。